

質問に対する回答書70  
東京外環自動車道 八潮パーキングエリア工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<p>金抜設計書 特-(10)発生土処分A・A(J) 特記仕様書 26-37発生土処理 設計業務成果数量計算書</p>	<p>基礎杭工で発生する建設汚泥(重金属等含有土)の数量、金抜設計書_発生土処分A・A(J)の合計重量、4,044(t)につきまして、特記仕様書_26-37 発生土処理処分Aに記載のある比重1.46t/m<sup>3</sup>で換算すると、建設汚泥発生数量が、約2,770m<sup>3</sup>となります。設計業務成果数量計算書において、杭の発生土算出に当たり掘削長に対し、20%を見込み計上しておりますが、鋼管ソイルセメント杭協会積算資料で算出した場合の建設汚泥発生量と大きな乖離が生じます。杭長に対する20%を汚泥処分量として計上してごきます根拠をご教示いただけますでしょうか。また、本工事における鋼管ソイルセメント杭の施工において発生した建設汚泥量の乖離分につきましては、設計変更協議対象と考え、金抜設計書数量で積算する考えでよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>ヒアリング結果に基づき、杭体積の20%の建設発生土が発生すると想定しております。 また、受注者の責によらず、発生する建設発生土が想定している4,044(t)から大幅に変更が生じ、監督員が認めた場合は変更協議の対象となります。</p>